

消防第105-2号
令和3年4月16日

一般社団法人
埼玉県消防設備協会会長 様

埼玉県危機管理防災部消防課長
(公印省略)

東京都新宿区における二酸化炭素消火設備の放出事故を受けた注意喚起について

本県の消防防災行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、令和3年4月15日付け消防予第187号で消防庁予防課長から別添のとおり送付がありました。

昨日、東京都新宿区において、不活性ガス消火設備から何らかの原因により二酸化炭素が放出され、6名の死傷者を出す事故が発生したことから、消防庁から類似事故の発生防止のため、当面の対応として建物関係者等に対し注意喚起をするよう依頼がなされたものです。

つきましては、下記の事項について、貴協会会員等に注意喚起を行っていただくようお願いいたします。

なお、各消防本部（局）には別紙のとおり通知していることを申し添えます。

記

- 1 二酸化炭素消火設備が設けられている付近で工事等が行われる場合は、誤作動や誤放出を防止するため、第三類の消防設備士又は二酸化炭素消火設備を熟知した第一種の消防設備点検資格者が立ち会って監督を行うことにより、必要な安全対策の管理がなされる体制を確保すること。
- 2 二酸化炭素消火設備が設けられている付近で工事等を開始する際は、その都度、当該工事等の従事者に対し、消火剤が放出されないよう閉止弁を閉止する等の措置を講じた上でなければ当該工事等を開始しないなど、必要な安全対策の内容について説明し、当該安全対策の確実な履行を徹底すること。

- 3 「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成3年8月16日付け消防危第88号・消防予第161号）の第3に定める安全対策及び「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて」（平成9年8月19日付け消防予第133号・消防危第85号）の内容を関係者に再徹底すること。
- 4 「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日付け消防予第172号）の「第6 不活性ガス消火設備」中に定める点検要領について、熟知した者が作業を行うことを徹底すること。
- 5 二酸化炭素消火設備については、仕様や機器構成等がガイドラインや点検要領と異なる可能性があることから、工事や整備、点検を実施する際には、消火設備メーカー等に措置すべき安全対策の内容及び作業実施後等の復旧時に留意すべき安全対策を確認した上で、作業を実施すること。